

こんにちは 家畜保健衛生所です

令和8年2月

★高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の再徹底について

- 東北地方で今シーズン初めての発生がありました。（今シーズン20例目）
- 渡り鳥の北帰行が始まっており、東日本だけでなく、西日本もルートに含まれます。
- 全国的に発生リスクが高まっていますので、厳重な警戒をしてください。



近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。

・農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

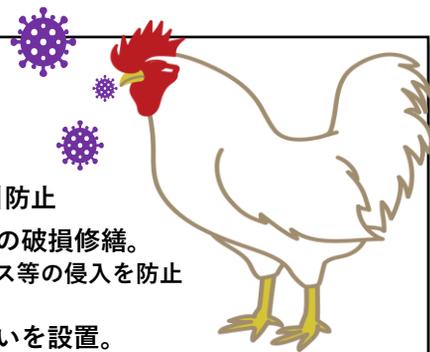
飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

■ 人、物、車両の入出時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・家さん舎ごとの専用の靴の使用。

■ 野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。



重点対策期間

10月から5月までは警戒を強化。

健康観察と異状の早期発見

家さん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止。
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消。
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止。

誘導換羽中も警戒を徹底

- ・誘導換羽中は毎日の健康観察を注意深く行い、少しでも異常を感じた場合には、躊躇せずに家畜保健衛生所へ連絡を。
- ・農場が制限区域内に入った場合には制限区域が解除されるまでの間は、誘導換羽実施の見合わせ検討を。

「家保便り」は、家畜保健衛生所のホームページの“新着情報”からご確認できます。

(URL) <https://www.pref.nara.jp/1769.htm> → “新着情報”

飼養家さんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700
家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440
※休日・夜間 県庁守衛室 0742-22-1001

MAFF

農林水産省

農林水産省HP

「鳥インフルエンザに関する情報」→

